

# 延岡・西臼杵地域の受動喫煙対策の評価と今後の取組 ～宮崎県北部地域・職域連携推進協議会の取組を通して～

---

○藏元真理子<sup>1)</sup> 飯干麻子、茂三枝、瀧口俊一<sup>2)</sup> 塩田栄子<sup>3)</sup>

1) 総務事務センター 2) 延岡保健所 3) 都城保健所



# I はじめに

## 宮崎県北部地域・職域連携推進協議会について

**目的**：地域・職域で蓄積した保健事業の方策を互いに提供し合い、連携した対策を講じ、県民の生涯を通じた継続的な保健サービスが提供できる体制の構築を図る

### これまでの取組

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
協議会 発足	部会 設置	受動喫煙防止に向けた取組							
		適正体重の維持に 向けた取組							

# 受動喫煙防止に向けた取組について

H21 禁煙スタンプ作成

H22 分煙状況調査の実施(1回目)

H23 公民館・集会施設への対策／禁煙ステッカーの作成、配布

H25 分煙状況調査の実施(2回目)

H26 ちらし等による分煙未達成施設へのPR、全面禁煙推進

H27 施設への全面禁煙に向けた普及啓発

H28 受動喫煙防止状況評価のための簡易調査

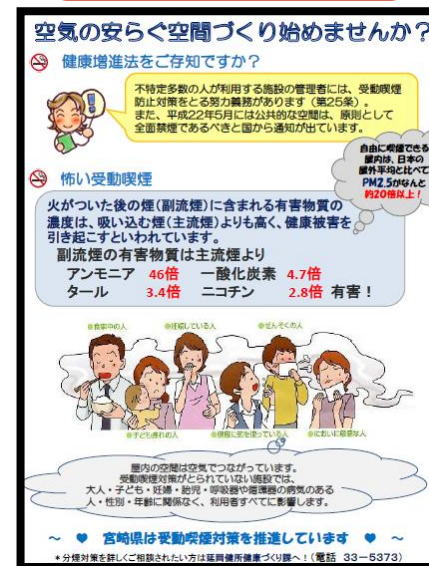
禁煙スタンプ



禁煙ステッカー



ちらし



## Ⅱ 対象と方法

### (1) 調査客体

平成25年度調査で「空間分煙」、「対策なし」と回答した1284ヶ所のうち480ヶ所

全体1284施設のうち

禁煙施設  
796施設

分煙施設  
対策なし  
480施設

※廃止  
休止  
8施設

※調査時に休止及び廃止の施設等8機関は除く)

## (2)調査客体の概要

対象区分	対象数	回答数	未回答数	回答率
国縣市町の庁舎	13	13	0	100.0
公民館・集会施設等	156	150	6	96.2
図書館・文化施設等	6	6	0	100.0
運動施設・屋外施設・公園等	15	15	0	100.0
高齢者施設・福祉施設等	12	12	0	100.0
児童館・保育園・幼稚園	5	5	0	100.0
小学校・中学校・高校・大学	1	1	0	100.0
医療関係施設 ※1	8	7	1	87.5
事業所 ※2	92	88	4	95.7
旅館・ホテル	40	19	21	47.5
遊技場	7	4	3	57.1
金融・交通機関等	5	4	1	80.0
飲食店	120	54	66	45.0
全体	480	378	102	78.8

※1 病院・診療所、歯科診療所、薬局

※2 旭化成、健康づくり協会、全国健康保険協会、農協に所属する事業所

### (3)調査時期 平成28年8月

### (4)調査内容

施設等の現状を以下の中から選択

全面禁煙	敷地、駐車場、屋内なども含めて全ての場所で禁煙である。
全館禁煙	屋内は禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置している。
空間分煙A	喫煙場所を設置し、換気扇等による分煙を徹底している。
空間分煙B	喫煙場所を設置し、空気清浄機などにより煙を軽減している。
空間分煙C	喫煙場所は設置しているが、それ以上の措置をとっていない。
時間分煙	喫煙時間(休憩時間だけなど)を設けて時間制で分煙している。
対策なし	特に対策はとっていない。

\*「宮崎県分煙推進ガイドライン（H15年10月）」を使用

## (5)調査方法

- ・協議会部会委員と連携して調査票を送付
- ・FAXまたは郵送により調査票を回収
- ・一部対象には電話により実施

## (6)分析方法

平成25年度調査時点で禁煙施設だった796ヶ所が禁煙を維持していると仮定し、その数を平成28年度の調査客体に加算し、

- ・全面禁煙～対策なしの7区分を「禁煙施設」、「分煙施設」、「対策なし」の3区分に分け、対象区分毎の割合を算出
- ・平成25年度との変化を2群の標準偏差に基づく検定で比較
- ・平成25年度を基準とし、母数調整を行い分析

# Ⅲ 結果

## (1) 回答率

延岡・西臼杵地域	延岡地域	西臼杵地域
78.8%	76.3%	82.2%

## (2) 母数調整後の禁煙施設の割合の変化

	禁煙施設の割合の変化			分煙施設の割合の変化			対策無しの割合の変化		
	割合(%)	標準誤差	P値	割合(%)	標準誤差	P値	割合(%)	標準誤差	P値
平成25年度値	62.0	1.7		15.8	2.6		22.2	1.2	
平成28年度値	75.4	1.4		11.5	2.7		13.1	1.0	
変化幅	13.4	2.2	0.000	-4.3	3.8	0.251	-9.1	1.5	0.013
平成25年度施設調整値	62.0	1.7		15.8	2.6		22.2	0.9	
平成28年度施設調整値	72.9	1.7		13.0	2.6		14.1	1.0	
変化幅	10.9	2.4	0.000 *	-2.9	3.7	0.434	-8.1	1.4	0.020 *

「禁煙施設」、「対策なし」は有意に増加、減少  
「分煙施設」の割合の変化には有意差はみられない



### (3)禁煙施設・分煙施設・対策なしの 平成25年度と平成28年度の割合

対象区分	禁煙施設の割合(%)		分煙施設の割合(%)		対策無しの割合(%)	
	H25	H28	H25	H28	H25	H28
国縣市町の庁舎	70.8	83.0	29.2	17.0	0.0	0.0
<u>公民館・集会施設等</u>	47.5	58.8	7.1	3.4	<u>45.5</u>	<u>37.8</u>
図書館・文化施設等	45.5	45.5	18.2	45.5	36.4	9.1
運動施設・野外施設・公園等	61.5	76.9	5.1	7.7	33.3	15.4
事業所	51.7	63.0	44.8	35.4	3.5	1.6
旅館・ホテル	13.0	44.0	56.5	48.0	30.4	8.0
<u>遊技場</u>	12.5	20.0	12.5	40.0	<u>75.0</u>	<u>40.0</u>
<u>飲食店</u>	16.1	41.6	18.9	24.7	<u>65.0</u>	<u>33.8</u>
全体※	62.0	75.4	15.8	11.5	22.2	13.1

※ 平成25年度禁煙施設の割合が80%以上の対象区分は省略、全体には含まれる。

「公民館・集会施設」、「遊技場」、「飲食店」は  
依然として30%以上が「対策なし」

# IV 考察と今後の取組

「禁煙施設」は増加し、「対策なし」は減少



- ・旅館・ホテル、遊技場、飲食店は改善傾向
- ・ちらし等を活用した地道な普及啓発活動は効果的

今後も



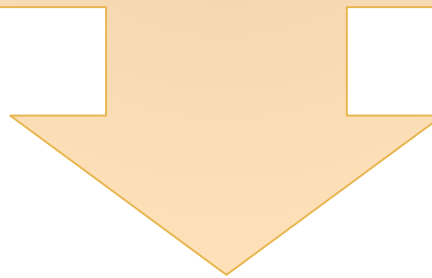
公民館・集会施設、遊技場、飲食店をターゲットに  
普及啓発活動の継続・徹底

日本の受動喫煙防止の現状は「努力義務」にとどまる  
→努力義務による対策では不十分



**厚生労働省：受動喫煙防止対策強化の基本的な考え方（案）**

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、  
健康増進法の一部改正案で**特定施設等の利用者と管理者の責務、  
義務違反者に対する罰則を設け、受動喫煙を極力なくす**



施設側が自主的に受動喫煙防止に取り組めるよう、  
分かりやすく助言を行っていく

# VI おわりに

